

労務通信

2015.1月号

「メンタルヘルス」に対する取組みの最新実態



◆上場企業 2,424 社が回答

公益財団法人日本生産性本部の「メンタル・ヘルス研究所」が、「メンタルヘルスの取組み」に関する企業アンケート調査の結果を取りまとめました（上場企業 2,424 社が回答。2014 年 6 月～8 月実施）。同調査は 2002 年から隔年で実施しており、今回が 7 回目となります。

◆「心の病」の増減傾向と年齢層

最近 3 年間の「心の病」が「増加傾向」と回答した企業は 29.2%（前回調査比 8.4% 減）、「横ばい」と回答した企業は 58.0%（同 6.6% 増）でした。過去 8 年間の結果と比べると「増加傾向」の割合は減少してきているものの、「減少傾向」にまで至っている企業は 10% に満たず、高止まりとなっています。

また、「心の病」にかかる年齢層では、一番多い 30 代が 38.8%（同 3.9% 増）、40 代が 32.4%（同 3.8% 減）となっており、両世代にまたがる課題となっています。さらに、10～20 代の割合は 18.4%（同 0.4% 減）ですが、対象人数が少ないことを考慮すると高率であり、「心の病」を課題とする世代は広がっている傾向にあります。

◆組織風土と「心の病」の関係

「心の病」が「増加傾向」の組織では、「個人で仕事をする機会が増えた」について、肯定率が 52.1% となったほか、「職場での助け合いが少なくなった」については同 49.3%、「職場でのコミュニケーションが減った」については同 58.9% となりました。

◆「改正労働安全衛生法」への対応

労働安全衛生法の改正により、従業員のストレスチェックが義務化されます（2015 年 12 月）。
今後は、法改正への対応についても十分に検討し、メンタルヘルス対策を講じていかなければなりません。

法改正情報

◆高額療養費制度が変わります（平成27年1月より～協会けんぽ）。

70歳未満の方の高額療養費自己負担限度額が平成27年1月診療分より、所得区分が3区分から5区分に細分化され、下記のように変更されます。

○平成26年12月診療分まで

所得区分	自己負担限度額	多数該当
① 上位所得者 (標準報酬月額53万円以上の方)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
② 一般所得者 (上位所得者、低所得者以外の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
③ 低所得者 (市町村民税が非課税の方等)	35,400円	24,600円



○平成27年1月診療分から

所得区分	自己負担限度額	多数該当
① 区分1 (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 区分2 (標準報酬月額53万円～79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 区分3 (標準報酬月額28万円～50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ 区分4 (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤ 区分5 (市町村民税が非課税の方等)	35,400円	24,600円

今回の改正により、平成27年1月から使用する限度額認定証の区分表記が変わります。これに伴い、平成27年1月をまたぐ申請の場合は認定証が「2枚」となり、有効期限が平成26年12月31日までの分と平成27年1月1日からの分を使い分ける必要がございます。なお、70歳以上75歳未満の方の負担額については、平成27年1月以降も変更はございません。協会けんぽに加入の事業主様は、対象となる従業員様へ周知くださいますようお願いいたします。